

フレンドシップ・フォース西東京会則

(名 称)

第 1 条 この会をザ・フレンドシップ・フォース・オブ・西東京 (F F W T) と称し、事務局を置く。

(目 的)

第 2 条 この会は世界各国の人々と国際交流を深め、文化、学術、経済事情などの相互理解を旨とし、
もって国際友好親善の推進に寄与することを目的とする。

(入 会)

第 3 条 第2条の目的を理解し、新たに本会に加入を希望する者は、役員会の承認を得て会員になれる。

(退 会)

第 4 条 会員で退会しようとする者は年度末までに文書で届出するものとする。

(休 会)

第 5 条 会員で休会しようとする者は年度末までに文書で届出するものとする。
翌年度から年会費として 1,000 円納入する。

(除 名)

第 6 条 この会の目的に反したり、名誉を汚したりした者は、役員会の決議により除名することが出来る。

(会 費)

第 7 条 入会金 2,000 円。年会費は年額 4, 0 0 0 円とし 4 月末日までに納入する。

フレンドシップ・フォース・インターナショナル (F F I) 本部へのクラブフィーは、本部より指定された
年額を円貨に変換して同年 4 月末日までに、年会費と同時に納入する。

(会 員)

第 8 条 この会の会員は次のとおりとする。 会員は、第 2 条の目的に賛同する西
東京地区および、その近隣に
居住する者を原則とし、会費納入者とする。

(賛助会員)

第 9 条 この会の趣旨に賛同し、協力する法人もしくは個人で、役員会の承認を得た者は賛助会員になれる。賛助会員は年会費として 2,000 円を納入する。

(役 員)

第 10 条 この会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長、理事 (事務局、会計等) 若干名。以上の役員および会計監査は総会にて選出し、任期は原則として 2 年とし、再選は妨げない。但し、会長は再長 4 年までとする

(役員の仕事)

第 11 条 会長はこの会の代表として会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は職務を代行する。

理事は会務を審議し、これを運営する。

(総会およびクラブミーティング)

第 12 条 1) 総会は毎年 1 回開催することが出来、必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。

2) 総会の決議は出席者の過半数をもって決議する。

3) 役員会は役員をもって構成し、会長が招集する。会長は必要に応じて役員外の会員の出席を求めることができる。

4) 受入れ、渡航その他の具体的な活動計画は、全会員を対象にしたクラブミーティングにおいて検討する。

(委員会)

第 13 条 この会の事業を円滑に遂行するため、必要に応じて委員会を設けることが出来る。

(資産の構成および経費の支弁)

第 14 条 この会の経費は年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第 15 条 この会の事業年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

(規約の改廃)

第 16 条 この規約の改廃は総会もしくは臨時総会を兼ねたクラブミーティングの決議による。その他の細則は役員会にて定める。

第 17 条 この規約の発効は 1989 年 1 月 17 日とする。

規約一部改正 2003 年 3 月 29 日

規約一部改正 2011 年 2 月 6 日

規約一部改正 2014 年 2 月 1 日

規約一部改正 2015 年 1 月 25 日

規約一部改正 2016 年 1 月 23 日

規約一部改正 2018 年 2 月 4 日